

鶴岡市人工芝グラウンド整備設計業務委託 現場説明書

1 業 務 概 要	鶴岡市人工芝グラウンドに係る施設整備設計及び積算業務等の一式
2 履 行 期 限	令和8年3月10日（火） ※基本設計における概算工事費及び概略工事工程表は令和7年10月24日まで提出すること。
3 遵 守 法 令	地方自治法及び鶴岡市契約に関する規則、鶴岡市建築設計業務委託契約約款、並びに業務実施に当たり当然適用される関係法令、規則を遵守する義務を負う。
4 入 札 保 証 金	免 除
5 契 約 保 証	あ り 建築設計業務委託契約約款第4条による
6 前 金 払	あ り 建築設計業務委託契約約款第35条による。
7 条件の変更	特記仕様書「I.4.(2)施設の条件」のうち、施設の規模・構造、耐震安全性の分類、設備の概要が設計業務での協議の結果により変更となったことによる契約金額の変更は行わない。
8 一括再下請の禁止	業務の全部を一括して、又は設計仕様書において指定した部分を第三者に委任し、又は請け負わせてはならない。鶴岡市建築設計業務委託契約約款第13条の通り。
9 賠償責任保険への加入	鶴岡市建築設計業務委託契約約款第41条第3項及び第4項による損害賠償請求を補償対象とする保険に加入しなければならない。また契約締結後すみやかに当該保険に加入していることを証明する文書を提出すること。
10 共同企業体の運営委員会	受注者が共同企業体の場合、その代表者は契約締結後すみやかに共同企業体構成表（運営委員会の組織及び運営規則）を提出し承認を得なければならない。
11 配置技術者	入札公告及び特記仕様書に記載の条件を満たす技術者を選定し、契約後、速やかに市の承諾を得ること。 ※ <u>管理技術者、照査技術者等の資格等要件有</u>